

平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川～ 笹内川	皆伐許容面積限度を定める所在単位区域又は森林の集団の所在単位
"	"	"	水源かん養保安林	保安 林種
五八四・五四	一、一五・四四	五三三・五六	一、三八三・六二	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の一第三項の規定により、平成十九年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十九年二月一日

告示

保安林皆伐許容面積の限度……………

（林政課）……

目次

平成十九年 二月一日 (木曜日)	号外第四号
------------------------	-------

下北東部	青森地区	今別川～ 蟹田川	浅瀬石川
新井田川	奥入瀬川	七戸川	上北地区
中村川～ 笹内川	馬淵川下流	馬淵川下流	下北西部
岩木川上流	岩木川下流	岩木川上流	下北東部
平川	平川	平川	青森地区
浅瀬石川	中村川～ 笹内川	新井田川	今別川～ 蟹田川
今別川～ 蟹田川	岩木川上流	岩木川下流	浅瀬石川
青森地区	岩木川下流	岩木川上流	青森地区
下北東部	岩木川上流	岩木川下流	下北東部
"	"	"	"
"	"	"	"
一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四
四〇・六八	七・四〇	三〇五・八〇	六九〇・二〇
七・四〇	一、〇〇六・八四	一、〇〇六・八四	九八一・四五
三〇五・八〇	一七三・一九	一六〇・五〇	一、二五八・四七
一、〇〇六・八四	土砂流出防備保安林	"	一、〇一六・一〇
六九〇・二〇	"	"	八二〇・二三
九八一・四五	"	"	六八四・一六
一、二五八・四七	"	"	"
一、〇一六・一〇	"	"	"
八二〇・二三	"	"	"
六八四・一六	"	"	"

	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部
防風保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"
三・五六	三・六六	二・六六	四・八〇	一・一六	一・五〇	一・〇六	六・一〇	〇・三六	〇・三三	三・一八	六・一〇	六・一四	〇・一八	九七・〇七	九六・四〇	一・一四	七九・三三	一三一・四四

	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡東通村	五所川原市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一〇一・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三一・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	三・二八	一五・九四	一二五・七一	二・八六	

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町
"	保健保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八七・六八	一五五・六二	八・六四	四・六六	二・〇一	四五・二六	三・二六	二・四三	二・八〇	〇・三八	三〇・九一	三・六〇

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株目一 式番 会七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行